

## 佐賀県告示第二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請が次のとおりであったので、同条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十五日

佐賀県知事 古 川 康

一 設置許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社三協環境開発

佐賀県武雄市北方町大字志久八一五番地一

代表取締役 釜崎 博昭

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県武雄市北方町大字志久一四六六番六、一四六六番九、一四七二番、

一四七四番三、一四七六番一、一四七六番四及び一四九〇番

三 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる焼却施設）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず及び動植物性残渣 以上八種類（石綿含有産業廃棄物を含まない。）

五 申請年月日

平成二十一年十二月三日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（佐賀市城内一丁目一番五九号）

武雄市役所環境課（武雄市武雄町大字昭和一番地一）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成二十二年一月十八日から平成二十二年二月十八日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成二十二年三月五日

(二) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課環境監視指導室（郵便番号八四〇―八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五九号）又は武雄市役所環境課（郵便番号八四三―八六三九 武雄市武雄町大字昭和一番地一）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見